

四万十町中間管理住宅（小野）宿泊施設運営型 入居者募集要項

高知県四万十町は、雄大な四国山脈を背に、南は青く輝く太平洋に面し、その中央を清流四万十川が東から西へ大きく蛇行しながら流れる自然豊かな町です。

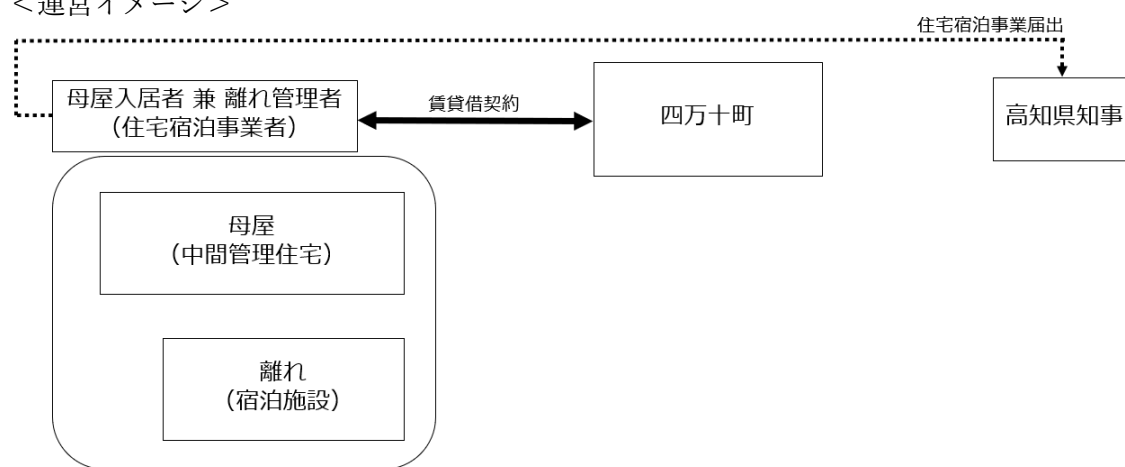
四万十町では移住定住促進施策のひとつとして、空き家所有者から町が12年間の賃貸借契約により借り受け、空き家を改修し、移住希望者や町内の定住希望者に貸し出す「中間管理住宅」の整備を進めてきました。平成26年度からこれまでに46棟の整備を行っています。本事業の新たな取り組みとして、令和4年10月に株式会社良品計画と締結した包括連携協定に基づき同一敷地内に建つ「母屋」を住宅、「離れ」を宿泊施設として一体的に改修整備を行っています。

「離れ」を宿泊施設として活用することで、幅広い移住定住促進を行うことができるほか、良品計画が空間デザイン設計を手がけることにより、住宅及び暮らしの価値を高めることで、四万十町の魅力発信に繋がっていきます。

今回、母屋の住宅部分に入居し、離れの宿泊施設の運営を行っていただく方を募集します。

四万十川の畔で良品計画が空間設計を行った施設を使い、「半宿半X」の生活をしてみませんか？

<運営イメージ>



1. 目的

中間管理住宅として母屋と離れを一体的に整備し、離れを宿泊施設として貸し出せるようにすることで、移住・定住希望者が地域で稼ぎながら暮らすことのできる仕組みを提供します。また宿泊施設を通じて、さらなる関係人口の創出を図ることができ、将来的な移住を促すことで地域活性化に寄与します。

2. 募集内容

中間管理住宅（小野）の母屋（住宅）に入居しながら、離れ（宿泊施設）の運営管理を行う方を募集します。

3. 物件概要

所在地：四万十町小野367

月額賃料：80,000 円

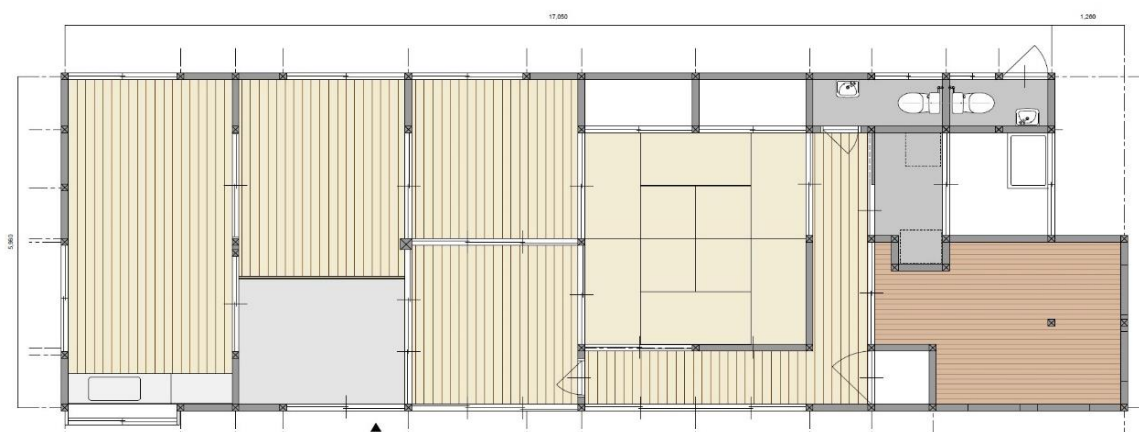
敷金：160,000 円（賃料2か月分）

間取り：母屋（住宅）→4LDK（洋室3、和室1）

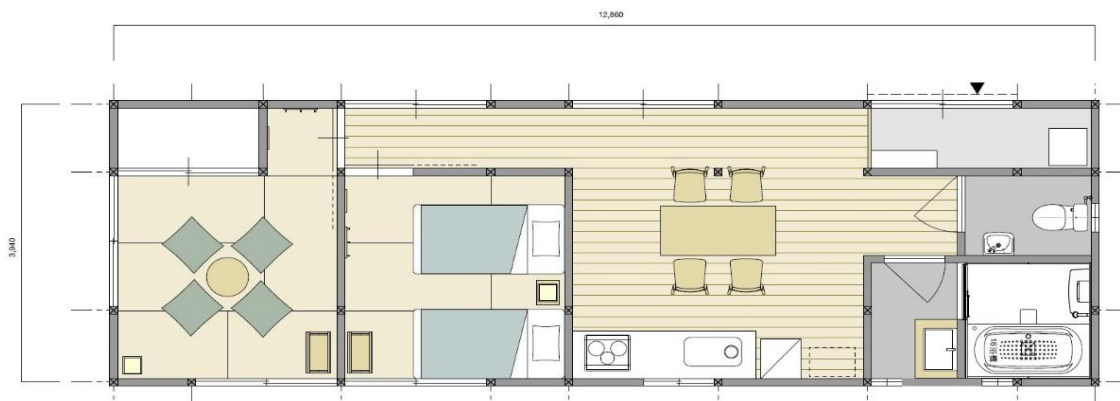
離れ（宿泊施設）→2部屋（キッチン・風呂・トイレ付）

駐車場：入居者・宿泊者共に2～3台駐車可

<母屋（住宅）平面図>



<離れ（宿泊施設）平面図>



<離れ（宿泊施設）イメージパース図>



4. 応募資格

本物件の応募に必要な資格及び条件は次のとおりです。

1. 町外から転入して四万十町に居住しようとする者。町内在住者においては原則として、50歳以下2名以上で世帯を構成していること。
2. 住宅宿泊事業法及び、本物件の目的を理解し、離れ（宿泊施設）を活用した宿泊事業を行うことで関係人口の創出に寄与する意思のある者
3. その者及びその同居人に租税公課の滞納がない者
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当しない者
5. 自治会に加入し、近隣住民と積極的に交流する意思のある者

※なお入居には連帯保証人が必要です。

5. 賃貸借期間及び家賃

入居期間は、原則として契約締結日から2年です。ただし、協議の上、期間満了時の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。最長で令和18年1月31日まで入居可能です。

6. 宿泊施設運営要件

離れに整備する宿泊施設の運営要件は次のとおりです。

1. 宿泊施設の営業日数は年間60日以上180日以内とする。
2. 空間設計の世界観を維持するために、無断でインテリアや外観に変更を加えないこと。
3. 宿泊施設で使用するアメニティ類は良品計画が支給（有料で運営者自らが仕入れ）するものを使用すること。
4. 宿泊施設の売り上げによって運営していくこと。

7. 宿泊施設管理内容

宿泊施設の管理については、チェックインや清掃などの基本業務のほか、地域のイベント情報などが集まり、地域の方々や宿泊者の方々が気軽に出会い、交流できるスポットとなるような仕組みやサービスを考えていただきます。

■主な業務内容

- ・住宅宿泊事業法にもとづく届出・定期報告
- ・チェックイン・チェックアウト
- ・地域の観光、飲食店等の紹介
- ・掃除、リネンの管理
- ・緊急事態への対応（夜間含む）
- ・アメニティ、消耗品類の在庫管理
- ・施設管理
- ・集客サイトページの作成・予約の管理

- ・税金等の支払い
- ・地域住民との交流機会の創出

8. 応募手続

(1) 申込み受付期間

○令和6年4月12日（金）～令和6年5月31日（金）

(2) 提出書類（提出された書類は返却しません）

○中間管理住宅入居許可申請書（添付の様式）

○レポート（『関係人口を創出するために私が取り組む宿泊施設の運営』をテーマに作成し、提出してください。用紙サイズはA4で書式は自由です。）

(3) 申込み先

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町役場にぎわい創出課

TEL：0880-22-3281 FAX：0880-22-5040

Eメール：iju-40010@town.shimanto.lg.jp

9. 選考

申請書類の審査等で入居内定者を決定し、可否は文書で通知します。

10. 入居開始までのスケジュール

令和6年6月：入居者内定

7月：入居開始

11. その他

ご不明な点については、四万十町役場にぎわい創出課までお問い合わせください。